

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、その異動事項等を次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 25 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大松利幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
柳田明廣	柳田デン笑顔の会	公職の種類	北方町長	北方町議会議員	H30. 3. 15